昭和44年12月5日発行　東京都千代田区役所（九段南1—6—11）
電　話（264）0151（大代表）　郵便番号102

# 区のおしらせ

No. 309

## 第7回海洋少年団短艇競技大会

11月22日午後2時から、千代田区海洋少年団員による第7回短艇競技大会が、寒風の中を区営千鳥ケ淵ボート場でひらかれました。

団員300名は制服に身をかため、遠山団長のあいさつを聞き、競技上の注意を受けたあと、一斉に各校別のカッターに乗り組み、声援のとぶ中で競技が開始されました。

7名の団員が乗ったカッターがスタートにつき、ピストルがなると一斉にオールが水面をたたきます。それと同時に母校の応援が土手の上から一斉にとんで、オールをにぎった手に思わず力が入り、水しぶきが団服にかかっても無我夢中、よい子たちは寒風にも負けず汗をかいていました。

初等級男子20チームによる学校対抗レースは、往復300米のコースをタイムで競い合い、女子団員4チームも、日頃の訓練や、合宿訓練の成果を、この時とばかり披露しました。

約2時間半にわたる激しいレースの結果、初等級男子による学校対抗では、富士見小Aチームが、女子では麹町地区Bチームが、それぞれ優勝しました。　〔写真…ボートレースと応援〕

# 第4回区議会定例会おわる

## 昭和43年度歳入歳出決算の認定や児童手当条例など議決される

第四回区議会定例会は、十一月十八日から会期二十日間の予定で開かれ、児童手当条例、昭和四十三年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定などの議案が提出され、各委員会に付託されていました。

区議会定例会継続会は、十一月二十九日にひらかれ、提案されていた議案をいずれも可決し、このほかに、議員提出議案「公衆浴場の助成方に関する意見書」を議決しました。

また、請願十七件、陳情九件が審議され、会期を七日残して、同日閉会しました。

議決された主な議案は、つぎのとおりです。

▽東京都千代田区児童手当条例

次頁にくわしくのせました。

▽昭和四十三年度千代田区歳入歳出決算の認定

▽「公衆浴場の助成方に関する意見書」

なお、意見書は都知事、東京都議会議長に提出されました。

## あなたは、老人医療費助成制度をご存知ですか

この制度は、区内に居住している七十才以上で、所得の少ないひとが病気になり、健康保険や国民健康保険で医者にかかったとき、窓口で払うお金を、都が代って支払う制度で、つぎにあてはまるひとが対象となります。

(1)満七十才以上で日本国籍があること

(2)本人の所得が三十万円以下であること

(3)配偶者や、扶養義務者の所得がつぎの表の基準以下であること

| 扶養家族の人数 | 所得制限額 |
|---|---|
| 〇人 | 五〇四、七五〇円 |
| 一人 | 六三四、六八八円 |
| 二人 | 七〇五、一二五円 |
| 三人 | 七七六、八一三円 |
| 四人 | 八五〇、〇〇〇円 |
| 五人 | 九二七、五〇〇円 |
| 六人 | 一、〇〇五、〇〇〇円 |
| 七人 | 一、〇八二、五〇〇円 |
| 八人 | 一、一六〇、〇〇〇円 |

九人以上は一人につき、七七、五〇〇円を加算する。

なお、所得制限額に社会保険料相当額六〇、〇〇〇円を加算します。

手続きは、戸籍抄本一通、住民票謄本一通、ハンコを持って、また、厚生年金や恩給、扶助料等をうけているひとは、その証書をもって、厚生部国民年金課へおいでください。

なお、現在、老令福祉年金、および、七十才以上で障害福祉年金を受けているひとは、あらためて手続きする必要はありません。

くわしいことは、厚生部国民年金課適用係（内線327）へお問い合わせください。

## 〃戦没者の遺族のひとへ〃

### 弔慰金などを支給

弔慰金などの支給範囲が拡がりました。

戦没者の遺族のひとなどに支給されている弔慰金などの支給範囲が、つぎのようになり、現在その請求を受付け中です。

▽**特別弔慰金**（三万円、国債）

戦没者の遺族に支給された「弔慰金」受給者が死亡した場合に、戦没者と生計が同一であった親族に特別弔慰金が支給されていましたが、今年から、生計維持関係がなくても、兄弟姉妹まで支給されることになりました。

▽**戦傷病者などの妻に対する特別給付金**（五万円、国債）

昭和三十八年四月一日現在、不具癈疾の程度が第二款症（旧一款症）と第三款症（旧二款症）の戦傷病者などの妻にも支給されます

なお、現在は、第六項症と第一款症（旧七項症）のひとの妻に支給しています。

▽**戦没者の父母に対する特別給付金**（十万円、国債）

戦没者の死亡当時、他に子または孫がいない父母、祖父母に支給していましたが、今度から、子、または孫があっても、そのひとがすべて戦没者の父母または、祖父母と氏を異にする場合には支給されることになりました。

これらに該当すると思われるひとは、厚生部厚生課厚生係（内線315 316）まできて、手続きをしてください。

なお、軍人恩給の請求をしていないひとと、引揚者特別交付金をまだ請求されていないひとは、時効がせまっておりますので、お早めにおいでください。

## 仮図書館が開館しました

### 貸し出しは（区民文庫（児童図書））のみです

すでに前号でお知らせしたように、千代田図書館は、建物を改築するために、千代田区福祉事務所の仮図書館に移り、十二月二日から、業務をはじめました。

仮図書館では、区民文庫児童図書の館外貸出しと、新聞雑誌の閲覧だけですから、ご注意のうえご利用ください。

開館時間などは、つぎのとおりです。

▽**開館時間**　午前九時―午後五時

▽**休館日**　毎週月曜日、毎月十四日、祝日、年末、年始（十二月二十七日から一月五日まで）

▽**場所**　千代田区神田淡路町二ノ九福祉事務所内

電話（253）九八三五

▽**交通**　都電、都バス、地下鉄は淡路町、外神田二丁目下車三分、国鉄はお茶の水駅下車二分

# 児童手当制度を新設

## 社会福祉の一環として十二月から実施

区では、今年の十二月から、児童手当制度を設けました。

この制度の内容は、つぎのとおりです。該当されるひとのお申し出をお待ちしています。

**◎支給が受けられるひと**

1、区内に居住しているひと。

2、特別区民税の所得割額が一万五千円未満であるひと（父母が共働きのときは、その合算額が一万五千円未満）

3、次の児童を扶養しているひと。

(イ)義務教育終了前の児童を三人以上扶養する場合に、その児童のうち年令順に数えて第三子以降の児童～**一般児童手当**の該当者

(ロ)二十才未満の障害者で次に該当するひと～**障害児手当**の該当者

①二級以上の身体障害者

②中度以上の精神薄弱者

③脳性麻ひ

④進行性筋委縮症

(ハ)父または母が死亡するか、離婚した場合、および父または母が働けないような重いけがをしていたり、これと同様の状態にある場合の義務教育終了前の児童～**遺児手当**の該当者

**◎児童手当の額**（児童一人の月額）

1、一般児童手当　三千円

2、障害児手当　五千円

3、遺児手当　二千円

4、加算制度

(イ)一般児童で障害児または遺児であるもの二千円の加算

(ロ)障害児であり、かつ遺児であるもの二千円の加算

**◎支給時期**

第一回目の支給は、十二月から二月までの三か月分（十二月実施のため）をまとめて、来年の三月に支給します。

**◎申請受付**

昭和四十四年十二月一日から、厚生部厚生課で受付けます。

なお、くわしいことは、厚生部厚生課厚生係（内線315 316）へお問い合わせください。

## 「富士見いこいの家講習会」

### 来年の1，2，3月の日程が決まりました

区では、お年よりの、ひとびとに楽しく学んでもらうため、富士見いこいの家で「富士見いこいの家講習会」を開催しています。

昭和45年1月、2月、3月の日程が決まりましたので、おしらせします。近所のひとびとをお誘いのうえおいでください。初心者のかたもどうぞ。

なお、参加できるひとは、区内に住んでいる60歳以上のおとしよりで、受講料は、無料です。

| 講師名 | 1月 | 2月 | 3月 |
|---|---|---|---|
| 小唄<br>青木倭子 | 6日<br>20日 | 3日<br>17日 | 3日<br>17日 |
| 民踊<br>藤本マキノ | 7日<br>21日 | 4日<br>18日 | 4日<br>18日 |
| 川柳<br>田中貞三 | 14日<br>28日 | 10日<br>25日 | 11日<br>25日 |
| 民謡<br>小島房枝 | 8日<br>22日 | 12日<br>26日 | 12日<br>26日 |
| 書道<br>土屋久代 | 9日<br>23日 | 13日<br>27日 | 13日<br>27日 |
| 俳句<br>吉岡富士洞 | 13日 | 19日 | 19日 |
| 民謡<br>佐藤正山 | 16日<br>30日 | 6日<br>20日 | 6日<br>20日 |
| 俳句<br>新井茂男 | 10日 | 14日 | 14日 |

時間は、いずれも、午後1時30分から、3時30分までです。

お問い合わせは厚生部厚生課厚生係（内線315）へ

## 騒音の発生源は大半が自動車

### 第9回学校保健研究発表会開く

千代田区の小学生や中学生の健康について研究、調査している学校保健会では、十一月二十七日午後一時三十分から、第九回研究発表会を、区立九段中学校で行ないました。

会場には、父兄をはじめ、学校医、保健担当の先生がた多数がつめかけ、熱心に耳をかたむけていました。

ことしは、神田小学校のよい子たちによる「保健部の活動」の発表もあり、自分たちが実施している保健活動が、元気よく報告されました。

また、都心区の性格をあらわして、騒音や振動についての発表があり、その発生源の半数以上が自動車であること、ビルにより、陽がさえぎられることなどの影響があることなどが報告されました。

そのほか、体力作りに独自の方法で、効果をあげた学校の発表など、日頃の研究の成果が報告されたあと、熱心な質疑応答があり、閉会しました。

## 完成間近か

### 区立富士見区民会館

区内で五番目の富士見区民会館が、今年中の完成を目ざして、建設を急いでいます。

新しくできる区民会館（富士見町一―六―七）は、鉄筋コンクリート造り四階建で、一階＝ピロティ、二階＝事務室、三階＝区民集会室、四階＝婦人集会室、婦人教養実習室などに使用する予定です。

なお、来年始めから業務を開始いたします。くわしいことは、次号でおしらせいたします。

## ご寄付をいただきありがとうございました

金二十三万五千円也＝社会福祉事業資金として

神田古書店連盟殿

金十万円也＝区一般行政費として

内神田二ノ六ノ七

越淵　ふさ殿

# 衆議院議員選挙

## 投票日は十二月二十七日

### ＝最高裁判所裁判官の国民審査も同時に＝

十二月二日衆議院の解散により総選挙が行なわれます。

投票日は十二月二十七日に決まり、区内有権者のみなさんにとって年末のもっとも忙がしい時期に行なわれることになりました。

衆議院は国会において、わたくしたち国民の意志を代表し決定する重要な機関です。

あなたの代表を国会におくるこの権利をむだにしないよう、いそがしい仕事のあいまをみてひとりひとりの一票を大切にいたしましょう。

**○投票所**

次頁の一覧表をごらんになってあなたの投票所をたしかめてください。

**○投票日と投票時間**

投票日＝十二日二十七日

投票時間＝午前七時から午後六時まで

**○投票できるひと**

こんどの衆議院議員選挙から選挙人名簿の制度がかわり、いままでのように、申出をしなくても千代田区の住民基本台帳に登録されていて、つぎの要件をそなえているひとは、区内のそれぞれの投票所で投票できます。

▽**年令**　昭和二十四年十二月二十八日以前に生まれたひと

▽**住所**　昭和四十四年九月六日以前からひきつづき千代田区内に住んでいるひと

なお、千代田区から他の市区町村に転出して四か月に満たなくて、他の市区町村の選挙人名簿に登録されていないひとはもとの投票所で投票できます。

**○投票の方法**

投票所の入場券は、十二月十六日頃までに、お手もとに郵送されます。

この入場券を投票日の当日投票所にお持ちになって、受付けにお出しください。

選挙人名簿と照合したあと、投票用紙がわたされます。

今回は、衆議院議員選挙投票用紙と、最高裁判所裁判官国民審査投票用紙が、いっしょにわたされますので、候補者の氏名をかくときには、用紙をよくたしかめてください。

用紙を間違えてかきますと無効になります。

また、入場券をなくしたひとや、届かなかったひとは、当日ハンコをもって投票所の受付けに申出てください。

その場で入場券をおわたしします。

なお、他人の入場券で投票しますと罰せられますから、ご注意ください。

**○不在者投票が出来ます**

つぎのようなひとは、不在者投票ができます。

ぜひ棄権しないでこの制度を活用してください。

▽期間　公示日（十二月七日）から、投票日の前日（十二月二十六日まで（ただし最高裁判所裁判官国民審査の不在者投票は、十二月十七日から十二月二十六日まで）

▽時間　午前八時三十分から午後五時まで

▽場所　区選挙管理委員会事務局（区役所三階）

▽不在者投票が出来るひと

①投票日当日、やむをえない仕事や用務により、出張や旅行をするひとで、勤め先の長の証明があるひと。

②身体の不自由なひと、妊娠または、産褥にあるため歩行が著るしく困難であるひと。（身体障害者手帳か、母子健康手帳を提示すれば、不在者投票ができます。）

③本年九月七日以後、千代田区に住所を移されたひと。

③にあてはまるひとは、まず、区役所内にある選挙管理委員会事務局か、もよりの出張所にいって、「不在者投票事由該当証明書」をとりよせてください。（ハンコが必要）

つぎの二つのどちらかの方法で不在者投票ができます。

(イ)もとの住所地（選挙人名簿登録地）の選挙管理委員会へ直接行って不在者投票する。

(ロ)証明書をもとの住所地の選挙管理委員会に郵送し、投票用紙などを請求（返信料不用）しますと、郵便で投票用紙などを送ってきます。

この場合、不在者投票証明書の入った封筒は絶対開封しないで、本区の選挙管理委員会で不在者投票してください

**○問い合わせ先**

このほか、選挙についてくわしく知りたいひとは、区選挙管理委員会事務局（内線441・442・443）へお問い合わせください。

### 主な選挙日程（予定）

12月7日　公示日（衆議院議員選挙不在者投票開始）

12月13日　投票所入場券発送

12月15日　区明るく正しい選挙推進委員大会

〃　17日　選挙公報配付開始（最高裁判官国民審査不在者投票開始）

12月23日　立会演説会（錦華小講堂）

12月24日　区明るく正しい選挙推進委員による百パーセント投票街頭呼びかけ

午前十時頃　須田町交叉点

午後二時頃　四ッ谷駅周辺

12月27日　投票日　午前七時―午後六時

12月28日　開票日　午前八時から（区役所八階会議室）

### ◎事業主の方へお願い

千代田区では、百％投票を目標にしています。

年末のいそがしい時期ではありますが、事業主、ご家族はもちろん従業員のひとたちものこらず投票することができますよう、ご配慮ください。

# 〔投票所一覧〕

あなたの投票所は、おわかりですか。もう一度確めてください。
東京都公害研究所（第1投票所）は都合により下表のとおり千代田区丸ノ内3－3千代田区役所番町出張所丸ノ内分室に変更されました。
同地区の有権者のみなさんは、お間違いのないよう、ご注意ください。

| 投票区名 | 投票所名 | 区域 |
|---|---|---|
| 1 | 千代田区役所番町出張所丸の内分室 | 大手町1丁目(1, 2, 5, 7, 10番地)・大手町2丁目・丸ノ内1, 2, 3丁目・有楽町1, 2丁目・内幸町1, 2丁目・日比谷公園・皇居外苑 |
| 2 | 永田町小学校 | 永田町1, 2丁目・平河町1, 2丁目・隼町・霞が関1, 2, 3丁目 |
| 3 | 麹町小学校 | 麹町1, 2, 3, 4丁目・紀尾井町(1～5番地)一番町・二番町 |
| 4 | 九段小学校 | 三番町・四番町・九段南2, 3, 4丁目・九段北2, 3, 4丁目・九段北1丁目(15番) |
| 5 | 富士見小学校 | 飯田橋1, 2, 3, 4丁目・富士見1, 2丁目・九段北1丁目8, 9, 10, 12番―(8号～19号) |
| 6 | 千代田区役所 | 千代田・九段南1丁目・九段北1丁目1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 11, 12番―(1号～7号・20号～30号)13, 14番・北の丸公園・竹平町・大手町1丁目(気象庁官舎) |
| 7 | 西神田小学校 | 三崎町1, 2, 3丁目・西神田1, 2, 3丁目・神保町2丁目・(偶数番地)・神保町3丁目 |
| 8 | 錦華小学校 | 駿河台1, 2丁目・猿楽町1, 2丁目・神保町1丁目・一ツ橋1, 2丁目・神保町2丁目(奇数番地) |
| 9 | 小川小学校 | 駿河台3, 4丁目・小川町1, 2, 3丁目・錦町1, 2, 3丁目 |
| 10 | 淡路小学校 | 須田町1丁目・淡路町1, 2丁目 |
| 11 | 神田小学校 | 鍛冶町3丁目・多町2丁目・司町2丁目美土代町・内神田1, 2, 3丁目 |
| 12 | 今川中学校 | 鍛冶町1, 2丁目・紺屋町・富山町・北乗物町・西福田町・美倉町・東紺屋町 |
| 13 | 千桜小学校 | 須田町2丁目・神田岩本町・東松下町 |
| 14 | 今川小学校 | 東神田1, 2丁目・岩本町1, 2, 3丁目 |
| 15 | 佐久間小学校 | 神田平河町・和泉町・松永町・練塀町・花岡町・佐久間町1, 2, 3, 4丁目・佐久間河岸・東神田3丁目・鞍地河岸 |
| 16 | 芳林小学校 | 外神田1, 2, 3, 4, 5, 6丁目 |
| 17 | 番町小学校 | 麹町5, 6丁目・紀尾井町(6, 7番地)・五番町・六番町 |
| 合計 | | 17ヶ所 |

## 一ツ橋 大手町 丸の内

## 昭和45年1月1日から新住居表示になります

神田一ツ橋、竹平町、大手町、丸ノ内の各地区の新しい住居表示が、昭和四十五年一月一日から実施されます。新しい住所のあらわし方は、すでに該当地区の皆さんのお手もとにお配りした「住居表示変更通知書」のとおりでつぎのようになります。

▽千代田区一ツ橋○丁目○番○号
▽千代田区大手町○丁目○番○号
▽千代田区丸の内○丁目○番○号

となり「一ツ橋」は神田がつかなくなり、「丸ノ内」は「丸の内」に変更になります。

新住居表示にともなって、皆さんの手で住所変更の手続きをしていただく主なものは、つぎのとおりです。

○土地、建物などの登記簿記載の所有名儀人の住所
○会社など登記簿記載の法人と代表者の住所
○自動車所有者の自動車検査証の住所
○運転免許証の住所

なお、変更手続きに必要な「住居表示変更証明書」の交付は無料で一月五日から、番町出張所丸ノ内分室（電話(212)一九〇〇番）か、区民部住居表示課計画係（内線266 267）で受けつけます。

## 成人の日のつどい
### 来年一月十五日

区では、毎年一月十五日の成人の日に、その年に満二十才に達するひと（昭和二十五年一月十五日～昭和二十五年十二月三十一日に生まれたひと）を対象に、「成人の日のつどい」を開催しています。

来年の「成人の日のつどい」は一月十五日、神田一ツ橋の共立講堂でひらく予定です。

このつどいに参加されるひとには昭和二十五年生まれのひとで来年一月はじめに招待状をお送りします。くわしいことは、次号でおしらせしますが、ご不明の点は、区教育委員会社会教育課文化係（内線421 422）へお問い合わせください

## 全町会長を観劇にご招待

区では、去る十一月八日に全町会長を新橋演舞場に招き、日頃の区政に対する、協力を感謝する観劇会を開催いたしました。

# 国民年金保険料の未納は一生の損失です

国民年金では、加入者の請求によって老令年金をはじめ各種年金の支払いをしようとするとき、そのひとが年金を受ける資格があるかどうか、掛金が一定の年数納まっているかどうかを調べます。その結果、掛金を納めている期間が少しでも足りないときは、年金が支給されません。

特に、障害年金や母子年金など、思わぬ事故の直前のわずか、数か月掛金を納めていなかったため、せっかくの年金がもらえなくなってしまうこともあります。

掛金は、国民年金手帳に印紙をはって納める方法や納付書で郵便局や銀行にも払い込めますから、納期限までに掛金を納めて万全の備えをしてください。

くわしいことは、厚生部国民年金課適用係（内線326 327）まで、お問い合わせください。

## 旧警防団員に特別支出金

**死亡の場合　七万円**
**傷病の場合　五万円**

旧警防団員等特別支出金は、昭和十四年から二十一年までの間、警防団員であって、防空に従事中死亡または、傷病されたひとか、その遺族のひとに支給されます。

この支出金を受けるには

(一) 警防団員であったこと

(二) 防空に従事中重大な過失によることなく、死亡または傷病したこと

(三) 旧防空従事者扶助令による扶助金または、戦傷者、戦没者遺族等援護法による援護を受けていないこと

これらのことを証明する書類を添えて、昭和四十五年二月二十八日までに総務部総務課まで申請してください。

支給額は、死亡の場合は七万円傷病の場合は五万円です。

申請書、各種証明書などの用紙類は総務部総務課にそなえてあります。

くわしいことは、総務部総務課総務係（内線224・225）へ、お問い合わせください。

## 年末年始の区民相談日

▽**法律相談**～十二月三日、十日、一月二十一日、二十八日

▽**商工相談**～十二月二日、四日、十一日、一月二十日、二十二日二十九日

▽**人権相談**～十二月九日、一月は休みます。

▽**行政相談**～十二月一日、一月は休みます。

▽**電電相談**～十二月十五日、一月十九日

▽**交通相談**～年末年始の休みを除き、月、水、金

▽**一般相談**～年末年始の休みを除き平常通り。

## 千鳥ケ淵ボート場
### ―冬期休場します―

区立千鳥ケ淵ボート場では、冬期を迎え、ボート、桟橋等の補修整備のため、つぎの期間休場いたします。

休場期間

昭和四十四年十二月十五日から昭和四十五年二月二十八日まで

## 十二月の千代田荘申込状況
（十二月三日現在）

| 月日 | 曜日 | 申込める人数 | 月日 | 曜日 | 申込める人数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 12/10 | 水 | 休館 | 12/25 | 木 | 休館 |
| 11 | 木 | 満員 | 26 | 金 | |
| 12 | 金 | 60 | 27 | 土 | |
| 13 | 土 | 満員 | 28 | 日 | |
| 14 | 日 | 〃 | 29 | 月 | |
| 15 | 月 | 50 | 30 | 火 | |
| 16 | 火 | 50 | 31 | 水 | |
| 17 | 水 | 65 | 1/1 | 木 | |
| 18 | 木 | 70 | 2 | 金 | |
| 19 | 金 | 50 | 3 | 土 | |
| 20 | 土 | 満員 | 4 | 日 | |
| 21 | 日 | 36 | 5 | 月 | |
| 22 | 月 | 75 | 6 | 火 | |
| 23 | 火 | 70 | 7 | 水 | |
| 24 | 水 | 81 | 8 | 木 | |

※　十二月中の空室がまだあります。お早くお申し込みください。十二月二十五日から来年一月四日まで休館となります。

**お知らせ**　二月分の抽せん日は、一月六日（火）千代田区公会堂でおこないます。受付時間は午前九時から十時まで。

## 郵便局からお願い
### 年賀状は早く出しましょう

○年賀状は、十二月二十二日までにお出しください。

○年賀状には、ぜひ郵便番号をお書きください。

○年賀状は、（千代田区）、（都区内）（都下あて）（地方あて）にたばねてお出しください。

もよしおし

■**クリスマスこども会日程**

▽十日芳林児童遊園、柳森神社児童遊園　▽十一日心法寺児童遊園九段会館地下室（築土神社地区）▽十二日竜閑児童遊園、料亭会館（錦町地区）　▽十五日住友信託銀行地下室（神田駅前地区）、佐久間公園　▽十六日神田公園、錦華公園　▽十七日三崎町児童公園、西神田公園　▽十八日淡路公園、富士見区民館（飯田橋地区）　▽十九日堀留北児童遊園、富士見区民館（富士見地区）　▽二十二日平河町児童遊園、東郷公園　▽二十三日北の丸公園皇宮警察寮庭、竹平町アパート庭

時間は、各会場とも午後二時から。雨の日は順延します。